

事務所だより

第153号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

新入社員の離職

新卒社員については、以前からよく「七五三」と言われています。就職して3年以内に中卒新入社員の7割、高卒の5割、大卒の3割が離職するという現象のことです。

では、今年4月に日本労働組合総連合会が発表した最新状況はどうでしょうか。

「3年以内に3割離職」の現実

日本労働組合総連合会が実施した「入社前後のトラブルに関する調査2022」（調査期間：2022年2月28日～3月2日、大学卒業後に新卒で正社員として就職した全国の入社2～5年目の男女1,000名の有効サンプルを集計）によると、新卒入社した会社を「離職した（半年以内）」は7.7%、「離職した（半年を超え、1年以内）」は6.2%、「離職した（1年を超え、2年以内）」は10.4%、「離職した（2年を超え、3年以内）」は5.2%、「離職した（3年を超えてから）」は3.7%となっており、今も「3年以内に3割離職」という状況がみられます。

仕事が自分に合わない

本調査で会社を辞めた理由を聞いたところ、「仕事が自分に合わない」（40.1%）が最も高くなっています。次いで、「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」（30.0%）、「賃金の条件がよくなかった」（27.4%）と続き、待遇よりも仕事のミスマッチを挙げる人の割合が多い結果となっています。

また、新入社員研修や先輩・上司からの指導・アドバイスがなかった人では、「離職した（計）」の割合は41.9%と、指導・アドバイスがあった人（30.9%）と比べて11ポイント高くなっており、周囲の支援による差は大きいことがわかります。

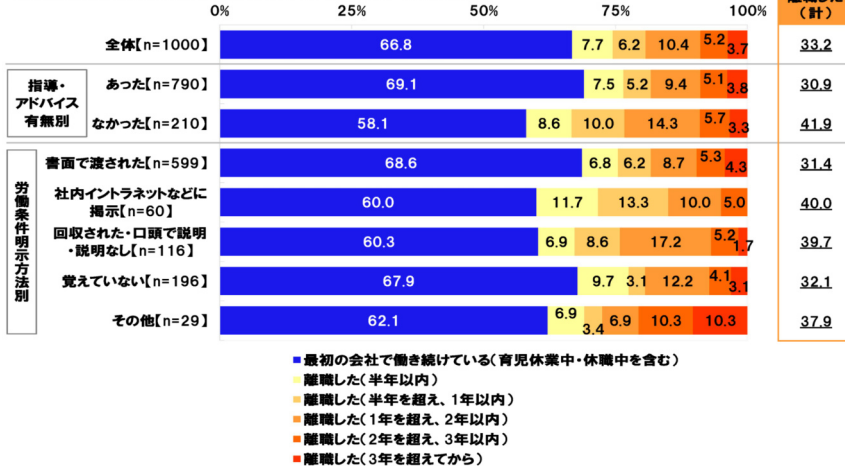
労働条件を「書面」で渡されていない

入社時の労働条件明示方法別にみると、書面で渡されていない（※注）人では「労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった」が35.8%で最も高くなりました。労働条件を書面で明示されていないケース

スでは、採用時の説明と実際の労働条件が異なっているためか、労働時間や休日・休暇の条件に不満を感じて離職する人が多い傾向にあるようです。

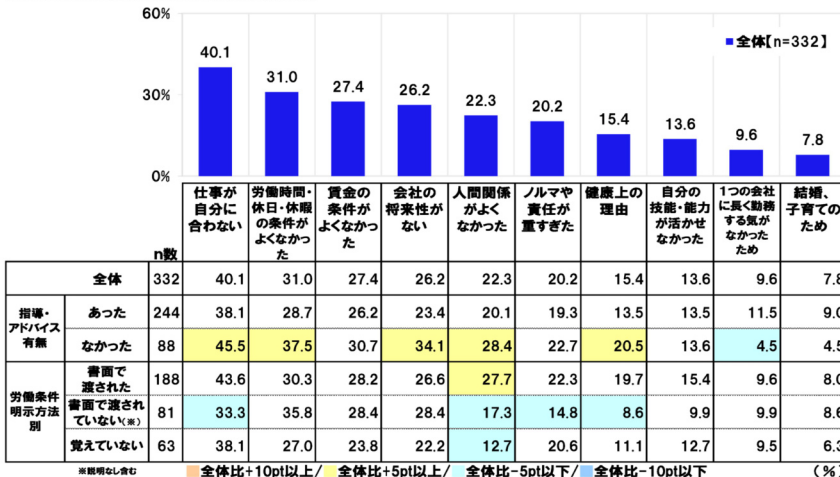
（※注）社内インターネットなどに掲示、回収された、口頭で説明を受けた、説明なし

卒業後に最初に就職した会社で、現在も働いている【単一回答形式】



日本労働組合総連合会「入社前後のトラブルに関する調査2022」より

卒業後に最初に就職した会社を辞めた理由【複数回答形式】※上位10位までを表示
対象：卒業後に最初に就職した会社を離職した人



日本労働組合総連合会「入社前後のトラブルに関する調査2022」より

「全国安全週間」が始まります

趣旨

全国安全週間は、産業界が自主的に労働災害を防止するための活動を推進し、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の向上に取り組む週間です。昭和3年から毎年実施され、今年で95回目を迎えます。

労働災害は長期的に減少してきましたが、近年は、就業人口が高齢化し、高齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使が協力した取り組みが求められます。

6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間とし、全国安全週間にはスローガンが設けられ、週間中の安全に対する意識を高めるため、看板

やポスター等で広く事業場に掲示されます。

今年度のスローガン

**安全は急がず
焦らず 怠らず**

今年度のスローガンでは、労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人員的余裕のある業務体制を構築することが重要であると呼びかけています。

準備期間、本週間で取り組み

- ①安全大会等を開催し、経営トップによる安全に対する所信表明により、関係者の安全に関する意思統一と安全意識の高揚を図る。
- ②安全パトロールにより職場

の総点検を実施する。

- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布、ホームページ等を通じて自社の安全活動等の社会への発信など
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施により家族の協力の呼びかけを行う。
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練を実施する。
- ⑥「安全の日」の設定、全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事を実施する。

継続的に取り組みたいこと

1、安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ・自主的な安全衛生活動の促進
- ・リスクアセスメントの実施
- ・その他の取組（安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承等）

2、業種の特性に応じた労働

災害防止対策

- ・小売業、社会福祉施設、飲食店等の第二次産業
- ・陸上貨物運送事業
- ・建設業
- ・製造業
- ・林業

3、業種横断的な労働災害防止対策

- ・高年齢労働者、外国人労働者等
- ・転倒災害防止対策（STOP・P！転倒災害プロジェクト）
- ・交通労働災害防止対策
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

6月の労務手続
「提出先・納付先」

1日（～7月11日）

- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
- 「都道府県労働局または労働基準監督署」

- 10日
- 雇用保険被保険者資格取得

届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

30日

- 健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 「年金事務所」

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
- 「公共職業安定所」

編集後記

あと数日で6月という時期に、まさか半袖を着て日中を通すとは…。炎天下の外出から戻ると、かき氷を食べたくなりました。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com